

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	特別区民税・都民税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は特別区民税・都民税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

杉並区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年10月21日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別区民税・都民税に関する事務
②事務の内容 ※	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち特別区民税・都民税(以下「個人住民税」という。)の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 区は、地方税その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 【概要】 納税者、国税庁、給与支払者、年金保険者、他自治体等から提出・提供される各種課税資料に基づく税額計算等の賦課管理業務及び税額通知後の収納管理業務。 【事務内容】 1 資料收受 ・電送データ・紙資料・電子媒体の收受。電送データには、給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書等、紙資料には、給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書等、電子媒体には、給与支払報告書・年金支払報告書等がある。 ・電送データはeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じ、区で管理する専用の受信端末からダウンロードするほか、サービス検索・電子申請機能を用いた電子申請も收受する。紙資料及び電子媒体については、各提出者が区に直接提出したものを收受する。 ・收受した各種資料について、システムへの登録前に分類・目視点検等を行う。 2 資料登録・累積 ・收受した課税資料をシステムへ登録・累積する。ダウンロードデータについては電子媒体によりシステムに登録する。紙資料については外部委託業者によるデータパンチ入力を行い、資料をデータ化しシステムに登録する。なお、データパンチを経ずに、紙資料から直接システムに職員がオンライン入力する場合もある。 3 賦課決定 ・累積したデータの内容調査を行い、記載内容に矛盾のあるデータ、同一資料重複送付のデータ、個人特定が不完全なデータ等について、調査の上、修正入力を行う。 ・修正後データを集約し、賦課決定処理を行い、税額を確定する。 ・賦課期日現在、杉並区に住民登録がないもので課税資料が来ているものについては課税権を調査し、居住の実態がない場合は資料累積データの取り消し及び実際の居住地への資料の回送等を行う。 ・賦課決定処理を行ったデータを共通基盤システムを経由し、情報連携ファイルに格納する。 4 通知 ・確定した個人住民税額については納税通知書・税額決定通知書及び納付(納入)書を出し、納税義務者・特別徴収義務者に送付する。発送業務については外部委託処理を基本とし、電子媒体による通知書を含む場合等は自区内処理をしている。住登外課税(賦課期日現在、他の市区町村の住民基本台帳に存在するが居住の実態等により杉並区で個人住民税を賦課する者)をした者については、賦課期日現在に住民基本台帳が存在する自治体に対し、杉並区で課税する旨の通知を送付する。 ・年金特別徴収者(4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある者)については年金特徴依頼情報を作成し、eLTAXを通し年金支払者(日本年金機構)に送信する。 5 減免 ・生活保護受給や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免可否決定通知書を納税義務者へ通知する。 6 収納 ・納税義務者・特別徴収義務者が金融機関等に納付(納入)書を持参し、納付(納入)する。(特別徴収のみ、金融機関による納入サービスがある。) ・口座振替対象者については、指定金融機関を通じ、各金融機関に振替処理を依頼する。 ・金融機関等で納付(納入)後、区に送付される納付(納入)済データを基に、システムに収納情報の登録を行う。 ・納付(納入)済データが送付されない収納確認分については、外部委託業者によるデータパンチ入力を行い、データ化した上でシステムに収納情報の登録を行う。 ・賦課情報と収納情報の確認を行い、還付や充当などの処理を行う。 7 督促・催告 ・納期限までに個人住民税を完納しない場合は、法令に則り督促状を発付する。また、督促状でも納付(納入)がない場合は、定期的に催告を行う。 8. 滞納整理 ・滞納者に対し、財産等の調査を行う。 ・担保力があるにもかかわらず自主納付に応じない滞納者に対し、差押や執行停止などの処分を行う。 ・他自治体からの滞納者に関する納税情報照会に係る回答事務を行う。 9. 納税管理人 ・納税管理人の申請を受け付け、納税管理人宛てに必要な通知を送付する事務を行う。 10 財産調査 ・滞納整理を進める過程において、滞納者の納付(納入)能力の判定や滞納処分の執行のために、預金・給与・生命保険等の財産調査を行う。 11 徴収猶予・延滞金減免等 ・滞納者より、徴収猶予・延滞金減免の申し出があった場合について、区は申請書を作成し、申請者宛てに送付する。審査後、決定・否決通知書を申請者に送付する。 12 滞納処分

	・督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る個人住民税を完納しない場合は、預金・給与・生命保険等の差押等を行う。具体的な手続きは、第三債務者宛てに差押通知書を送達し、差押後、滞納者宛てに差押調書謄本を交付する等である。差押財産換価後、配当計算入力・充当処理をする。 ・配当計算書の作成を行い、滞納者宛てに送付する。 ・調査の結果財産が判明せず、地方税法に規定する執行停止の基準に該当する場合は、執行停止調書を作成する。審査後、滞納者宛てに執行停止通知書を送付する。 13 還付充当 ・過誤納金が発生した場合は、納税義務者・特別徴収義務者に還付のお知らせ・還付請求書、充当通知を送付する。納税義務者・特別徴収義務者からの還付請求書に基づきシステムに還付情報の登録を行い、納税義務者・特別徴収義務者へ還付金の支払及び還付通知書の送付を行う。 14 保存 ・各処理で生じた文書については、書庫に保管し、保存年限経過後、廃棄する。
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1 納税者管理機能 課税権のある住民に関する情報を管理する。 2 当初資料管理機能 給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 3 課税情報管理機能 当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 4 期割情報管理機能 個人市県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 5 扶養情報管理機能 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 6 通知書発行機能 納税通知書や課税明細書といった通知書を発行する。 7 課税・非課税証明書発行機能 課税・非課税証明書を発行する。 8 他団体への通知機能 他団体あてに294-3通知や税務署連絡せん等の通知書を発行する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （コンビニ交付システム、申請管理システム）

システム2～5

システム2

①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1 住民登録外者管理 既存住民基本台帳システム（以下、「既存住基システム」という）において除票があった個人で、引き続き、氏名・性別・生年月日・現住所等の個人情報を管理する必要がある者について住登外者として登録する。氏名・性別・生年月日・区内最終住所（除票前住所）等の情報は既存住基システムから引き継ぐことが出来る。また、住民登録外者として登録されている個人について登録情報に異動があった場合に情報を更新する。 2 履歴管理 住民登録外者として登録されたものについて登録情報に更新があった場合に、更新履歴を管理し、照会できる。 3 住民登録外者の個人番号管理 各業務システムが住民登録外者等記録システムにより管理する住民登録外者の個人番号の登録・変更を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ([○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム3	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	1 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。 2 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額等を特別徴収義務者及び年金保険者間で送受信する。 3 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書、法定調書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等を国税庁に送付する。 4 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。 5 特別徴収義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、特別徴収税額の電子的な納付を受け付ける。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
システム4	
①システムの名称	収納消込システム
②システムの機能	1 消込処理機能 納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込処理を行う。 2 収納状況照会機能 各賦課データ毎の納付状況を照会する。 3 還付充当処理機能 納付による過誤納が発生した場合にその還付、充当処理を行う。 4 納税証明書発行機能 納付状況に基づき納税証明書等の証明書発行を行う。 5 納付書発行機能 再発行納付書や分割納付書などの納付書を発行する。 6 決算処理機能 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	OCR日計システム
②システムの機能	○ 納付データを取り込み、消込処理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	1 口座情報管理機能 口座情報の登録・異動・照会を行う。 2 口座振替データ作成機能 口座振替データを作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム7	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	1 収納消込システムと連携し収納状況の照会を行う。 2 納税者との交渉経過や納税者の財産情報等を記録する。 3 差押え、交付要求、配当計算、執行停止、不納欠損などの処分等を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム8	
①システムの名称	発送管理システム
②システムの機能	1 発行した帳票等の発送履歴情報を管理する。 2 発送の対象から除く必要のある帳票等の情報を管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	総合証明システム
②システムの機能	○ 各種業務の証明書発行画面への遷移を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム10	
①システムの名称	データ連携システム
②システムの機能	○ 連携システムとのデータ連携を行うため、スケジュールや履歴の管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号の付番と管理 当該システムで、同一個人番号で一意となる団体内統合宛名番号の付番及び宛名番号と個人番号との紐付け管理機能を実現する。 2 符号取得のためのシステム連携 当該システムで団体内統合宛名番号を新たに付番した時、中間サーバへの符号取得要求及び符号取得依頼の受付を行う。 3 文字コードの変換機能 業務システムの文字コードと中間サーバ用の文字コードを変換する。 4 団体内統合宛名番号への変換・提供機能 業務システムと中間サーバの連携時に宛名番号(又は個人番号)を団体内統合宛名番号に変換する。 業務システムからの問合せに対して、団体内統合宛名番号を提供する。 5 システム間通信プロトコル対応 FTP連携時の通信プロトコル。 6 中間サーバからの要求による情報提供機能 中間サーバからの要求による中間サーバへの4情報提供。中間サーバへ提供するための4情報管理(登録・更新)機能。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバ・プラットフォーム)
システム12	
①システムの名称	中間サーバ・プラットフォーム
②システムの機能	1 符号管理 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続 中間サーバと既存システム、共通基盤システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有・管理する。 7 データ送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8 操作者認証・権限管理 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 9 システム管理 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の消去を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (共通基盤システム)
システム13	
①システムの名称	共通システム
②システムの機能	☒ システムの共通的な情報、職員情報、及び権限情報等の管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム14	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1 本人情報検索機能 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 情報照会機能 全国サーバに対して、住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム15	
①システムの名称	AI-OCRシステム
②システムの機能	1 帳票定義機能 AI-OCRで読み取る項目等の設定を行う。 2 認識処理機能(PDFデータを電子データ化する機能) PDF化した手書きの 特別徴収に係る給与所得者異動届出書等をLGWAN-ASP経由で電子データ化する。 3 修正機能 電子データ化したデータをPDFと比較し、修正する。 4 結果出力機能(CSVで出力する) 電子データをCSV形式等で出力する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム16～20	
システム16	
①システムの名称	個人住民税システム申告ポータル
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (サービス検索・電子申請機能)
システム17	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (申請管理システム、e-gov電子申請サービス)
システム18	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	サービス検索・電子申請機能から送られた電子申告を個人住民税システムに連携、印刷またはダウンロードする。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (個人住民税システム、サービス検索・電子申請機能)
システム19	

①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム20	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
特別区民税・都民税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1 複数資料の名寄せや本人特定により、より正確な所得、保有状況等の把握を行い、適正・公平な課税事務及び効率化するため。 2 その他地方税関係情報、システムからの扶養・障害・生活保護等の情報の連携により、賦課決定の効率化及び公正化を図るため。 3 地方税の徴収及び滞納処分に係る、各個人の納税状況及び調査結果を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	・番号法第9条第1項別表に規定される事務において、所得や扶養状況等の確認のため、従来は住民税の証明書が必要だった場合に、個人番号を利用することによりその省略が可能となり、申請者の負担軽減につながるが見込まれる。また、課税資料の名寄せや突合がより正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税に資するものと期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表の24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (命令の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173) (命令の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (48の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部 課税課、区民生活部 納税課
②所属長の役職名	課税課長、納税課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

別紙【事務の内容】のとおり

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
特別区民税・都民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・区民、区外在住の課税対象者等(賦課資料の提出・提供のあった非課税者、区外在住の個人事業主含む)。区外在住の被扶養者。
その必要性	個人住民税の適正な賦課・徴収を行うにあたり、特定個人情報が必要。 ・個人番号の利用により同一人確認が迅速かつ適正に行われ、誤賦課や二重課税を防ぐことができる。 ・扶養者の所得情報や、申告者本人の生活保護受給情報など、賦課を行う上で不可欠な情報を効率的に入手することができ、適正な賦課処理が実現できる。
④記録される項目	100項目以上 ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (担当者氏名 等)
その妥当性	○識別情報 ・対象者を特定し、正しい賦課・徴収を行うために記録。 ○連絡先情報 ・対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知書等の送付先の把握のために記録。また、連絡先(電話番号等)については問い合わせや、納付の催促をする際に利用する。 ○業務関係情報 ・国税関係情報は、対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録。 ・地方税関係情報は、算出した個人住民税額に基づき、賦課・徴収及び証明書等の出力を行うために記録。 ・障害者福祉情報は、本人、扶養者の障害の情報に基づき、控除の有無の判定を行うために記録。 ・生活保護関係情報は、生活保護関連の受給情報に基づき、非課税の判定を行うために記録。 ・年金関係情報は、対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	区民生活部課税課・納税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 区民生活部区民課、保健福祉部福祉事務所、政策経営部情報管理課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁・日本年金機構・デジタル庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、公的年金等支払者 ） ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、地方公共団体情報システム機構 ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ eLTAXシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能 ）
③入手の時期・頻度		1 当初賦課時に入手 ・申告情報(確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書)について、1月～6月にかけて随時入手。 ・生活保護情報について、1月～6月にかけて随時入手。 ・個人住民税申告書について、1月～6月にかけて随時入手。 ・1月1日世帯情報ファイルについて、1月以降随時入手。 ・年金特別徴収情報ファイルについて、5月に年金保険者から入手。 ・宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手。 2 個別的な対応に際して入手 ・当初期以降、新規申告及び徴収方法等の変更・税額更正に関する申告時に各種申告書情報を随時入手。 ・年金特別徴収情報ファイルについて毎月入手。 ・自治体間等での滞納状況等にかかる照会・回答を行う都度入手。 ・公金受取口座情報を住民税の還付の都度入手。
④入手に係る妥当性		・地方税法、通達により定められた時期・頻度・方法にて、住民・国税庁・年金保険者・給与支払者からの情報提供を受けている。 ・地方税法第20条の11により滞納状況等に係る情報について、必要がある場合に取得している。
⑤本人への明示		・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。 ・地方税法第20条の11により滞納状況等に係る情報の収集をしていることを、広く国民に周知している。 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律9条に基づき、収集していること後、広く国民に周知している。
⑥使用目的 ※		・住民税の公平・公正な算出・通知、適正な納入管理及び申告勧奨等を行うため。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	区民生活部課税課・納税課・区民課
	使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [100人以上500人未満]

⑧使用方法 ※	・地方税の課税標準の決定又は更正、住民税の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査 ・個人住民税の障害者控除、所得金額調整控除の適用 ・個人住民税の減免 ・個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用 ・個人住民税の課税(家屋敷課税) ・過誤納金(これに加算すべき還付加算金)の還付 ・配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付 ・給与所得に係る特別徴収税額の還付 ・年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付 ・個人住民税の寡婦控除又はひとり親控除の適用
情報の突合 ※ 情報の統計分析 ※ 権利利益に影響を与え得る決定 ※	・地方税の課税標準の決定又は更正、住民税の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査の基礎となる税資料等に登録されている個人番号及び4情報と、住民税賦課・徴収ファイルが保有する個人番号及び4情報を突合して個人特定を行う。 ・個人住民税の障害者控除の適用の基礎となる税資料等に登録されている個人番号及び4情報と、住民税賦課・徴収ファイルが保有する個人番号及び4情報を突合して個人特定を行う。非課税及び税額を決定するために行っている。 ・個人住民税の減免の申告書等に登録されている個人番号及び4情報と、住民税賦課・徴収ファイルが保有する個人番号及び4情報を突合して個人特定を行う。課税、非課税の決定のために行っている。 ・個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用の基礎となる税資料等に登録されている個人番号及び4情報と、住民税賦課・徴収ファイルが保有する個人番号及び4情報を突合して個人特定を行う。税額を決定するために行っている。 ・個人住民税の課税(家屋敷課税)の基礎となる税資料等に登録されている個人番号及び4情報と、住民税賦課・徴収ファイルが保有する個人番号及び4情報を突合して個人特定を行う。
	・課税状況の分析等のため、「市町村税課税状況等の調」に供する集計等の各種統計処理を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	・個人住民税額の決定・更正、滞納処分
⑨使用開始日	平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (8) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	システム保守
①委託内容	システム保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 ※ その妥当性	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 システムの保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき、IP-VPN等の閉域網の利用も可能。)

⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「Ⅴ. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名		・株式会社RKKCS ・日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認したうえで許諾する。
	⑨再委託事項	システム保守の一部
委託事項2～5		
委託事項2		システム運用支援
①委託内容		システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「Ⅴ. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名		・トーテックアメニティ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑨再委託事項	・システム運用支援の一部

委託事項3		ガバメントクラウドへのデータ移行作業	
①委託内容		ガバメントクラウドへのデータ移行作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	既存システムからデータを移行するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき、IP-VPN等の閉域網の利用も可能。)	
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「Ⅴ. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	
⑥委託先名		・株式会社RKKOS ・日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	・再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。	
	⑨再委託事項	ガバメントクラウドへのデータ移行作業の一部	
委託事項4		賦課資料の電子データ化業務	
①委託内容		紙形態で区へ送付される賦課資料等(給与支払報告書、確定申告書(2表)、住民税申告書等)につき、コンピュータへの取り込みが可能のように電子データ化する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	紙媒体の課税資料が発生する個人	
	その妥当性	大量の紙帳票のデータを限られた時間でデータ化しなければならないため委託を行っている。	

③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		「Ⅴ. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	
⑥委託先名		シティコンピュータ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項5		納税通知書・納付書の印字・封入封緘・送付作業	
①委託内容		納税通知書・納付書の印字、封入封緘作業と郵便局への持込。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	大量の通知物を限られた期間で封入封緘、発送しなければならないため委託を行っている。	
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		「Ⅴ. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	
⑥委託先名		光ビジネスフォーム株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項6～10

委託事項6		税額通知書の印字・封入封緘・送付作業	
①委託内容		税額通知書の印字、封入封緘作業と郵便局への持込。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	大量の通知物を限られた期間で封入封緘、発送しなければならないため委託を行っている。	
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		「Ⅴ. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	
⑥委託先名		株式会社TLP	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由書を明確にし、区が承認した業者のみ再委託を許諾している。	
	⑨再委託事項	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由書を明確にし、区が承認した業者のみ再委託を許諾している。	
委託事項7		賦課資料ファイリングシステムの運用・保守	
①委託内容		賦課資料ファイリングシステムの運用・保守。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	適切なデータの保全を行うため、専門的ノウハウを有する民間業者に委託を行っている。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (委託先への特定個人情報ファイルの提供は行わない(物理的に区画された)専用の室でのみ操作)
⑤委託先名の確認方法		「Ⅴ. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		株式会社ジェイエスキューブ
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ ☐ 再委託する 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑨再委託事項	ハードウェアの保守・点検
委託事項8		指定番号固定化総括表の印字・封入封緘・送付作業
①委託内容		指定番号固定化総括表の封入封緘作業と郵便局への持込。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ ☐ 特定個人情報ファイルの一部 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ ☐ 1万人以上10万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	大量の通知物を限られた期間で封入封緘、発送しなければならないため委託を行っている。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ ☐ 50人以上100人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑤委託先名の確認方法		「Ⅴ. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		株式会社コタニ
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ ☐ 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項9		審査システム及び国税連携システムの運用
①委託内容		審査システム及び国税連携システムの運用・サービスを提供する事業。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	システムの運用業務は、システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託するものであるが、当該委託では、特定個人情報ファイルを扱うプログラム等の修正を行い、また、区の指示により、システム障害時等に障害切り分け確認のため、特定個人情報ファイル内のデータを確認することが必要となるため、本委託の範囲に特定個人情報の取扱いを含める。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑨再委託事項	システムの運用・管理・保守
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている （ 64 ） 件 [○] 移転を行っている （ 46 ） 件 [] 行っていない
提供先1		日本年金機構
①法令上の根拠		・番号法第19条第1号
②提供先における用途		・年金保険者が、年金所得に係る個人住民税を年金給付の支払をする際に特別徴収し、自治体に納入するため。
③提供する情報		・年金特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数		[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		・老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (審査システム→LGWAN→地方税ポータルセンタ)
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 7月
提供先2～5	
提供先2	行政機関、地方公共団体及び民間事業者等の給与支払者
①法令上の根拠	・番号法第19条第1号
②提供先における用途	・税額の通知
③提供する情報	・納税義務者の所得情報、控除額情報、税額情報。
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・特別徴収(給与特徴)対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (審査システム→LGWAN→地方税ポータルセンタ)
⑦時期・頻度	・当初課税及び更正時
提供先3	国税庁・市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第10号
②提供先における用途	・国税庁: 国税に関する事務。 市町村長: 個人住民税の賦課及び徴収。
③提供する情報	・納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報。
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国税庁: 扶養控除否認対象者 ・市町村: 当区で賦課しない者に係る、所得税確定申告書等を提出した者、給与の支払いを受けた者、公的年金等の支払を受けた者及びその扶養親族等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンタ)
⑦時期・頻度	・随時

提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という)表の第1の項
②提供先における用途	・健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第3条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令表の第2の項
②提供先における用途	・健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第4条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・住基法第24条に規定する転出届出があった都度 ・転入区市町村から住基法第24条の2第3項の通知が届いた都度

[illegible]

提供先8	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令表の第5の項
②提供先における用途	・船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第7条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先9	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令表の第7の項
②提供先における用途	・船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第9条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先10	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令表の第11の項
②提供先における用途	・児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

提供先11～15	
提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令表の第13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第15条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先12	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令表の第15の項
②提供先における用途	・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第17条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

提供先13	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令表の第20の項
②提供先における用途	・児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第22条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令表の第28の項
②提供先における用途	・予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第30条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先15	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令表の第37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第39条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

提供先16～20	
提供先16	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令表の第39の項
②提供先における用途	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第41条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先17	
都道府県知事等	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令表の第42の項
②提供先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先18	
市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令の第48の項
②提供先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者

⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先19	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令表の第49の項
②提供先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第51条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先20	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令表の第53の項
②提供先における用途	・公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第55条で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先1	保健福祉部障害者施策課、子ども家庭部保育課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[☐ 1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・支援対象児童及びその保護者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時	
移転先2～5		
移転先2	保健福祉部国保年金課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	・国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	・住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・国民健康保険加入者及び擬制世帯主	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時	
移転先3	子ども家庭部管理課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	・住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・該当児童及びその保護者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時	

移転先4	保健福祉部障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・手当支給該当者及び保護者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（)
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時
移転先5	子ども家庭部管理課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・児童及びその保護者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（)
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時
移転先6～10	
移転先6	保健福祉部国保年金課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・後期高齢者医療被保険者及びその世帯員
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・後期高齢者医療被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（)
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時

移転先7	保健福祉部介護保険課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・介護保険法(平成9年法律123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施、又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・介護保険被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時
移転先8	保健福祉部障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・障害福祉サービス若しくは医療費助成申請者及びその世帯員
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時
移転先9	子ども家庭部管理課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・該当児童及びその保護者

⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時	
移転先10	保健福祉部福祉事務所	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	・中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	・住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[☐ 1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・上記給付等の該当者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時	
移転先11～15		
移転先11	都市整備部住宅課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	・公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	・住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[☐ 1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・入居者及び連帯保証人	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時	
移転先12	都市整備部住宅課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	・住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	・住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[☐ 1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・入居者及び連帯保証人	

⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
移転先13	保健福祉部高齢者在宅支援課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	・老人福祉法(昭和38年法律第61号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	・住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・住民税賦課・徴収ファイルの存在する者の内②に該当する者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
移転先14	保健福祉部障害者施策課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	・身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	・住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・住民税賦課・徴収ファイルの存在する者の内②に該当する者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
移転先15	保健福祉部障害者施策課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	・住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・住民税賦課・徴収ファイルの存在する者の内②に該当する者	

⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
移転先16～20		
移転先16	子ども家庭部管理課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦について の便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	・住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[☐ 1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・住民税賦課・徴収ファイルの存在する者の内②に該当する者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
移転先17	子ども家庭部管理課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	・母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、 母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若 しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	
③移転する情報	・住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・住民税賦課・徴収ファイルの存在する者の内②に該当する者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
移転先18	保健福祉部国保年金課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	・住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
移転先19	保健福祉部国保年金課	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	・国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	・住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
移転先20	杉並福祉事務所	
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	・住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 1万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜杉並区における措置＞ 1 申請書、届出書等の紙媒体については、鍵付きの書庫等で保管する。 2 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置したサーバに保管する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置①＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の規格に基づく認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置②＞ 1 外部侵入防止：監視カメラの設置及び侵入検知システムを導入し、異常検出時に24時間365日対処可能な体制を整えている。 2 防犯対策・入退館管理：データセンターへの入室には二要素認証を導入し、入室の記録を監査している。また、入室の目的等に応じた入室可能範囲が設定されている。 3 持込・持出防止：モバイル機器の使用は管理されている。また、許可のない装置等の持出を禁止している。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため。
③消去方法		・保存年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報管理課職員が消去処理を実施し、その記録を残す。システム構造上、レコード単位での削除ができない場合は、個人番号のみ削除を行う事とする ・保存年限を経過した関係帳票は、職員による裁断又は総務部総務課が守秘義務を課した委託業者により廃棄する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は杉並区からの操作によって実施される。杉並区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等の規格にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、杉並区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考		
提供先及び移転先の21以降については別紙のとおり。		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙【記録項目】のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
特別区民税・都民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・「区民生活部課税課情報セキュリティマネジメント実施基準」及び「区民生活部納税課情報セキュリティマネジメント実施基準」(以下「情報セキュリティマネジメント実施基準」という。))に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という)における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を防止している。 ・提出された課税資料が、他自治体での課税対象情報であると判明した場合は、確実に当該自治体へ資料回送する運用が確立している。 ・窓口で情報を入力する場合は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止している。 ・申請者がサービス検索・電子申請機能から申請するときには、個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても、業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報保護法における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・申告用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。 ・サービス検索・電子申請機能からの手続きは、申請者が画面の誘導に従いサービスを検索の上、申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面の誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	・課税資料の入力処理時において、入力担当と点検担当を別にし、二重チェックを行うことで、資料の取り違い等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。 ・ログを保管することで、職員による目的外の情報の入手を抑止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・番号法及び個人情報保護法における罰則規定を広く個人番号利用事務実施者に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・住民税に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である地方税法及び杉並区特別区税条例等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・「情報セキュリティマネジメント実施基準」による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な課税資料の入手を指導徹底する。 ・本人から情報を取得する場合は、賦課の資料となる旨を説明した上で取得する。 ・他区市町村や給与支払者等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステム的に制限をかけている。 ・日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や数量等が不自然な課税資料の登録処理等が行われていないかを確認する。 ・委託業務については、契約により委託業者が、従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、根拠法令等の規定に基づく正当な課税資料の入手を指導している。 ・申請者がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、基本4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。 ・他区市町村や給与支払者等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。 ・申請者がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した業務主管課は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。 ・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。 ・住民登録外課税の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、地方税法及び杉並区特別区税条例に基づき、適宜税務調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、個人番号利用事務実施者が直接申告書等を收受する。また、受付事務等が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。 ・郵送で情報を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地が印字されているものを利用する。 ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体の間は、専用線であるLGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 ・サービス検索・電子申請機能と e-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・宛名システムでは権限の管理を行っており、番号制度の事務取扱者以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・共通基盤システムには個人番号、基本4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。 ・入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、システムを利用する者ごとに配布されたユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号利用事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御している。 ・ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。 ・ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」により定められた期間内に変更する。 ・登録されているユーザ情報については管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。 ・システムを利用する者1人に付与されるIDは1つのみとし、IDの共有を禁止する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発行は、業務主管課からの発行申請により情報システム担当課長の承認後、当該課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、業務主管課からの解除申請により、管理権限を付与された職員が行う。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限を失効している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・情報セキュリティ管理者(所属長)は、アクセス権限と事務の対応表(事務担当者に対する権限付与の範囲を規定したもの)を作成し、定期的に付与されている権限と対応表が一致しているか点検を行い、違いが発見された場合には、ただちに適正な状態に修正する。 ・ユーザーアカウントおよびアクセス権について不要・不適切なものがないか定期的に確認する手順が「情報セキュリティマネジメント実施基準」に定められており、当該規定に基づき確認を行っている。 ・各システム共にユーザーIDの共有を禁止している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録する。 ・保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき管理する。	
その他の措置の内容	・不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「情報セキュリティマネジメント実施基準」に規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		

リスクに対する措置の内容	・特別区民税・都民税に関する事務を取り扱う個人番号利用事務実施者に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。 ・業務システムにアクセスできる端末を制限している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・情報の持ち出しについて「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」の中で規定し、職員に周知・徹底を行っている。 ・端末には、大量複製につながるUSBメモリ等の使用について、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御している。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求めるなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。 ・「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について調査・立入調査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の調査を実施する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・委託先において特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付けている。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 ・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。 ・操作権限によって画面に表示される項目及び発行する帳票は必要なもののみとする。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・システムの操作ログを記録している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約で個人情報の持ち出しは認めていない。 ・提供の禁止を契約書に明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。 ・契約で、委託業務実施場所を、区が指定する場所及び委託事業者が申請し区が承認した委託事業者内の場所に限定している。また、当該指定又は承認した場所以外への業務データの持ち出しを禁止している。 ・リモート保守を実施する場合やデータ移行作業をする場合は専用区画で実施することとし、入退室の記録を残している。 ・保守等に用いる端末へのログインには多要素認証を用いることとし、許可された者以外の作業を禁止している。 ・業務データを取り扱う端末のインターネットへの接続を禁止している。 ・次のような場合を除き、区はガバメントクラウドから保守事業者の環境へのデータの持ち出しを許可していない。 ①ガバメントクラウドへのサイバー攻撃等により、ガバメントクラウド上からデータを退避する必要性が生じた場合 ②ガバメントクラウド上のシステムで障害が発生し、クラウド環境では原因が特定できない場合 ③業務データを保管するために利用しているクラウド事業者を変更する場合 ④このほか、ガバメントクラウドからデータを持ち出すことに緊急または相当の必要性があると区が認める場合 ・保守事業者は、ガバメントクラウドからのデータの持ち出しを行った場合、保守事業者の環境に持ち出したデータを保管する必要がなくなった段階で、速やかに返還又は廃棄し、区に報告することとしている。 ・業務データの保守環境からの持ち出しは許可していない	

特定個人情報の消去ルール		定めている <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	契約で、以下の措置をとる旨を規定している。 ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに返還するものとする。ただし委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付けている。 ・特定個人情報を含むデータは、業務完了後、個人情報特記仕様書に基づく情報管理台帳を添付の上、直ちに返還するものとする。ただし委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付けている。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		定めている <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の制限 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の制限 ・複写及び複製の制限 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する実地検査 ・事故発生時の報告 ・関係法令の遵守
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。 ・「個人情報に係る特記仕様書」において、再委託を行う場合の措置や実地検査に係る規定を設けている。これにより、委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区が間接的に監督する。
その他の措置の内容		・受付等業務を行う執務室内では、「情報セキュリティマネジメント実施基準」により携帯電話、カメラ等の使用を制限しているとともに、メモ用紙類の取扱いについても「情報セキュリティマネジメント実施基準」に定めている。 ・委託事業者の業務実施場所において、携帯電話やカメラ等の通信機器や録画機器の使用を、契約で制限している。
リスクへの対策は十分か		十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録		記録を残している <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・移転先による特定個人情報の取得に際し、オンライン処理については操作ログが記録され、バッチ処理については処理の実施ログが記録される。 ・他自治体等への紙での提供については、対象者情報・提供先・根拠法令・処理年月日・処理者等を記録簿で管理する。 ・保管するログ及び記録簿は、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき管理する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール		定めている <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び個人情報保護法の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 ・「情報セキュリティマネジメント実施基準」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う

その他の措置の内容	・本特定個人情報ファイルを取り扱うシステムは入退室管理をする物理的に区画された執務室でしか操作を行えず、システムの操作権限を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民税に関する事務では、事務処理の際、処理を行った職員と点検する職員を別にし、二重チェックを行うことで、不適切な方法で情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民税に関する事務では、処理を行った職員と点検する職員を別にし、二重チェックを行うことで、誤った情報・相手に情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなる。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ② 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受信及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・区に設置する特定個人情報を記録するサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。また、当該室内に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。 ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 ・賦課・徴収ファイルに関係する帳票のうち、保管する必要がある帳票類は、杉並区文書等管理規程に従い、鍵付きの書庫等で保管する。保管する必要のない帳票類は定期的に裁断処理し、記録に残す。 ・デスクトップ型端末はセキュリティワイヤによる盗難防止を行い、ノート型端末はキャビネットに施錠保管している。 ・職員が離席する際には時間経過によるロックが作動する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置①> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②クラウド事業者は、その従業員に対して、適正な許可のない装置等の外部への持出は認めていない。また、クラウド事業者は、区のデータにアクセスできない措置を講じている。 <ガバメントクラウドにおける措置②> ガバメントクラウド内の特定個人情報を記録するサーバについては、次の対策を行っている。 ・サーバ設置エリアへの入退室管理 ・監視カメラ及び侵入検知防止システムによる常時監視 ・事前申請による入館管理 ・入館時における二要素認証の実施及び入退室状況の監査

⑥技術的対策	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れてしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<不正プログラム対策> ・端末にウイルス対策ソフトを採用し、パターンファイルは最新のものを適用している。 <不正アクセス対策> ・区のLAN及びWAN(インターネット網)からの通信はファイアウォールにより遮断している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②杉並区が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤杉並区が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムの環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦杉並区やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧杉並区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れてしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れてしている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。 ※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。
再発防止策の内容		「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。 再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。 (1)操作ログ点検の充実・強化 ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 (2)職員に対する教育・研修の充実・強化 ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 (3)職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。 ・住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。
⑩死者の個人番号		[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		・生存者の個人番号と死者の個人番号を区別しないため、生存者の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容		・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。 ・課税対象者の情報は、各種申告データ等に基づき更新され、税額の決定通知書等により区民に通知するものであるため、区民側でも確認できることにより、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容		・保管年限を経過した文書は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめで廃棄する。文書として管理しない特定個人情報が記録される作業用の帳票等の書類については、復元が行えないよう裁断の上、廃棄し、その事について記録簿に記録する。 ・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報管理課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等の規格に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。
その他の措置の内容		—

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法		・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり、是正する。 ・杉並区情報セキュリティ対策基準に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施の上、政策経営部情報管理課に報告している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容		<本区における措置> ・杉並区情報セキュリティ対策基準及び杉並区特定個人情報取扱規程に基づき定期的に行う。監査結果を踏まえて安全管理措置(体制、規定を含む。)を改善する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法		・人事異動等により、新規に事務を取り扱う場合における、個人情報の取り扱いに係る研修の実施について、「情報セキュリティマネジメント実施基準」で規定し、研修を実施する。また、異動者に限らず、職員については定期的に個人情報保護に係るセキュリティ等研修を実施する。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する杉並区及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、杉並区に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、杉並区とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	VI 1 ①実施日	令和元年6月14日 時点	令和2年10月15日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	表紙 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	—	事前	変更日と同日、運用開始のため
令和3年1月1日	移転先3,5,9,16,17,25,29,34	子育て支援課	子ども家庭部管理課	事後	組織改正
令和3年1月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	(略) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ 申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 (URL: http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokokukai/1006209.html)	(略) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ 申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 (URL: https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokokukai/1006209.html)	事後	公式ホームページアドレス修正による
令和3年2月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	なし	システム15追加	事後	新システムの導入による
令和4年3月18日	I 6 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	自己点検
令和4年3月18日	II 3 ⑤本人への明示	・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第7号及び別表第2の27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。	・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号及び別表第2の27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。	事後	
令和4年3月18日	II 5提供先3 法令上の根拠①	・番号法第19条第9号	・番号法第19条第10号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月18日	Ⅱ 5提供先4～63 法令上の根拠①	番号法第19条第7号及び別表第2の○の項	番号法第19条第8号及び別表第2の○の項	事後	
令和4年3月18日	Ⅲ 6リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報にリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報にリスト化したもの。	事後	
令和4年3月18日	Ⅵ 1①実施日	2020/10/15	2021/9/17	事後	
令和4年3月18日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 別紙【記録項目】への記録項目追加・変更	—	システムの改修にともない、19項目追加。2項目名称変更。	事後	
令和4年3月18日	Ⅱ ファイルの概要 委託事項6 ⑥委託先名	株式会社イムラ封筒	株式会社TLP	事後	
令和5年4月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、 54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、 103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、 54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、 103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	事後	重要な変更にあたらない(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	区民生活部区民課、保健福祉部福祉事務所、政策経営部情報政策課 行政機関・独立行政法人等(国税庁・日本年金機構)	区民生活部区民課、保健福祉部福祉事務所、政策経営部情報管理課 行政機関・独立行政法人等(国税庁・日本年金機構・デジタル庁)	事後	重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	1 当初賦課時に入手 ・申告情報(確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書)について、1月～6月にかけて随時入手。 ・生活保護情報について、1月～6月にかけて随時入手。 ・個人住民税申告書について、1月～6月にかけて随時入手。 ・1月1日世帯情報ファイルについて、1月以降随時入手。 ・年金特別徴収情報ファイルについて、5月に年金保険者から入手。 ・宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手。 2 個別的な対応に際して入手 ・当初期以降、新規申告及び徴収方法等の変更・税額更正に関する申告時に各種申告書情報を随時入手。 ・年金特別徴収情報ファイルについて毎月入手。 ・自治体間等での滞納状況等にかかる照会・回答を行う都度入手。	1 当初賦課時に入手 ・申告情報(確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書)について、1月～6月にかけて随時入手。 ・生活保護情報について、1月～6月にかけて随時入手。 ・個人住民税申告書について、1月～6月にかけて随時入手。 ・1月1日世帯情報ファイルについて、1月以降随時入手。 ・年金特別徴収情報ファイルについて、5月に年金保険者から入手。 ・宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手。 2 個別的な対応に際して入手 ・当初期以降、新規申告及び徴収方法等の変更・税額更正に関する申告時に各種申告書情報を随時入手。 ・年金特別徴収情報ファイルについて毎月入手。 ・自治体間等での滞納状況等にかかる照会・回答を行う都度入手。 ・公金受取口座情報を住民税の還付の都度入手。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号及び別表第2の27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。 ・地方税法第20条の11により滞納状況等に係る情報の収集をしていることを、広く国民に周知している。	・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号及び別表第2の27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。 ・地方税法第20条の11により滞納状況等に係る情報の収集をしていることを、広く国民に周知している。 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律9条に基づき、収集していること後、広く国民に周知している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・地方税の課税標準の決定又は更正、住民税の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査 ・個人住民税の障害者控除の適用 ・個人住民税の減免 ・個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 ・個人住民税の課税(家屋敷課税)	・地方税の課税標準の決定又は更正、住民税の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査 ・個人住民税の障害者控除の適用 ・個人住民税の減免 ・個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 ・個人住民税の課税(家屋敷課税) ・過誤納金(これに加算すべき還付加算金)の還付 ・配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付 ・給与所得に係る特別徴収税額の還付 ・年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付	事後	重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2⑥	・委託契約のより決定する予定	トーテックアメニティ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8⑥	日本電算機用品株式会社	株式会社コタニ	事後	
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9⑥	日本電気株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	提供を行っている 63件 (略)	提供を行っている 64件 (略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先64	なし	提供先64の新規追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・保存年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報政策課職員が消去処理を実施し、その記録を残す。システム構造上、レコード単位での削除ができない場合は、個人番号のみ削除を行う事とする(略)	・保存年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報管理課職員が消去処理を実施し、その記録を残す。システム構造上、レコード単位での削除ができない場合は、個人番号のみ削除を行う事とする(略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(略) ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	(略) ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	事後	重要な変更にあたらない(組織改正による課の名称変更)
令和5年4月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	(略) ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	(略) ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	事後	重要な変更にあたらない(組織改正による課の名称変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅲ7リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	[発生あり]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅲ7リスク1 ⑨その内容	(追加)	令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。 ※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅲ7リスク1 ⑨再発防止策の内容	(追加)	「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。 再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。 (1)操作ログ点検の充実・強化 ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 (2)職員に対する教育・研修の充実・強化 ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 (3)職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。 ・住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	(略) ・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報政策課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。	(略) ・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報管理課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。 チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり、是正する。 ・杉並区情報セキュリティ対策基準に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施の上、政策経営部情報政策課に報告している。 (略)	・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。 チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり、是正する。 ・杉並区情報セキュリティ対策基準に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施の上、政策経営部情報管理課に報告している。 (略)	事後	自己点検
令和5年4月17日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	重要な変更にあたらない(組織改正による課の名称変更)
令和6年2月2日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(略) 3 賦課決定 ・累積したデータの内容調査を行い、記載内容に矛盾のあるデータ、同一資料重複送付のデータ、個人特定が不完全なデータ等について、調査の上、修正入力を行う。 ・修正後データを集約し、賦課決定処理を行い、税額を確定する。 ・賦課期日現在、杉並区に住民登録がないもので課税資料が来ているものについては課税権を調査し、居住の実態がない場合は資料累積データの取り消し及び実際の居住地への資料の回送等を行う。 ・賦課決定処理を行ったデータを中間サーバコネクタDBを経由し、情報連携ファイルに格納する。 (略)	(略) 3 賦課決定 ・累積したデータの内容調査を行い、記載内容に矛盾のあるデータ、同一資料重複送付のデータ、個人特定が不完全なデータ等について、調査の上、修正入力を行う。 ・修正後データを集約し、賦課決定処理を行い、税額を確定する。 ・賦課期日現在、杉並区に住民登録がないもので課税資料が来ているものについては課税権を調査し、居住の実態がない場合は資料累積データの取り消し及び実際の居住地への資料の回送等を行う。 ・賦課決定処理を行ったデータを共通基盤システムを経由し、情報連携ファイルに格納する。 (略)	事後	機器更改のため
令和6年2月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの名称	中間サーバコネクタ	共通基盤システム	事後	機器更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ②システムの機能	(略) 4 既存システム接続 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 (略)	(略) 4 既存システム接続 中間サーバと既存システム、共通基盤システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 (略)	事後	機器更改のため
令和6年2月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ③他のシステムとの接続	(略) [○] その他(中間サーバコネクタ)	(略) [○] その他(共通基盤システム)	事後	機器更改のため
令和6年2月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	・株式会社RKKコンピューターサービス ・富士通株式会社 ・日本電気株式会社	・株式会社RKKCS ・富士通株式会社 ・日本電気株式会社	事後	委託先の名称変更のため
令和6年2月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	日本電算機用品株式会社	株式会社コタニ	事後	委託先の変更のため
令和6年2月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	日本電気株式会社	株式会社NTTデータ	事後	委託先の変更のため
令和6年2月2日	I 基本情報 (別添1)事務の内容		杉並区共通基盤システムについて修正	事後	機器更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 別紙【記録項目】のとおり	○中間サーバコネクタDB	○共通基盤情報ファイル	事後	機器更改のため
令和6年2月2日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④特定個人情報ファイル簿の公表 公表場所	「1. ①請求先」と同じ	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/johokoukai/1091403.html	事後	自己点検
令和6年2月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(略)番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、(略)	(略)番号法及び個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という)における罰則規定があること、(略)	事後	自己点検
令和6年2月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(略)番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、(略)	(略)番号法及び個人情報保護法における罰則規定があること、(略)	事後	自己点検
令和6年2月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く個人番号利用事務実施者に周知することで(略)	・番号法及び個人情報保護法における罰則規定を広く個人番号利用事務実施者に周知することで(略)	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付 け、事務に必要な情報との 紐づけが行われるリスク 宛名システム等における措置 の内容	・中間サーバコネクタには個人番号、基本4情報 等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不 必要な情報との紐付けができないよう、システム 上で制御する。	・共通基盤システムには個人番号、基本4情報 等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不 必要な情報との紐付けができないよう、システム 上で制御する。	事後	自己点検
令和6年2月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定 規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人 情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する立入調査 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守	以下について、個人情報特記仕様書にて個人 情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の制限 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の制限 ・複写及び複製の制限 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する実地検査 ・事故発生時の報告 ・関係法令の遵守	事後	自己点検
令和6年2月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	・「個人情報に係る特記仕様書」において、「再 委託等を行う場合、受託者は、再委託等におい て実施される業務についての本特記事項遵守 について監督及び区への必要な報告を行わな ければならない」としている。この報告により、 (略)	・「個人情報に係る特記仕様書」において、再委 託を行う場合の措置や実地検査に係る規定を 設けている。これにより、(略)	事後	自己点検
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 システム保守 ③委託先における取扱者数	100人以上500人未満	50人以上100人未満	事前	従事人数の変更による修正
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 システム保守 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	その他 ・庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ 操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外 への持ち出しを行わない。	その他 ・地方公共団体における情報セキュリティポリ シーに関するガイドラインに基づき、IP-VPN等 の閉域網の利用も可能。	事前	ガバメントクラウドへの移行に 伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 システム運用支援 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	⑦再委託しない ⑧記載なし ⑨記載なし	⑦再委託する ⑧再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。 ⑨システム運用支援の一部	事前	ガバメントクラウドへの移行後、再委託の可能性があるため変更
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 インフラ環境運用保守 ①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ③委託先における取扱者数 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ⑤委託先名の確認方法 ⑥委託先名 ⑦再委託の有無	委託事項3 インフラ環境運用保守 ①インフラ環境運用保守 ②特定個人情報ファイルの全体 10万人以上100万人未満 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 システムのインフラ環境運用保守を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 ③10人以上50人未満 ④専用線 ⑤下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。 ⑥・日本電子計算株式会社 ⑦再委託しない	全て削除	事前	インフラ環境運用保守事業者は特定個人情報ファイルを取り扱わないため記載を削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ③委託先における取扱者数 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ⑤委託先名の確認方法 ⑥委託先名 ⑦再委託の有無	記載なし	委託事項3 ガバメントクラウドへのデータ移行作業 ①ガバメントクラウドへのデータ移行作業 ②特定個人情報ファイルの全体 10万人以上100万人未満 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 既存システムからデータを移行するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 ③50人以上100人未満 ④専用線 その他 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき、IP-VPN等の閉域網の利用も可能。 ⑤下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。 ⑥・株式会社RKKCS ・日本電気株式会社 ⑦再委託する ・再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。 ・ガバメントクラウドへのデータ移行作業の一部	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う新規記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<杉並区における措置> 1 申請書、届出書等の紙媒体については、鍵付きの書庫等で保管する。 2 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置したサーバに保管する。 <データセンターにおける措置> 1 外部侵入防止:オペレータによる24時間365日の常駐監視、監視カメラ 2 防犯対策・入退館管理:ICカード認証及び認証ログ管理、12種類アクセスレベル設定、エリア単位の入退室者及び日時等管理、顔認証及び認証ログ管理 3 持込・持出防止:不要又は事前申請のない電子機器等の金属探知機による持ち込み確認、ラックのシリンダ錠による個別施錠、社外持出時セキュリティ管理責任者承認、個人所有のノートPC等の業務使用禁止 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	～略～ <ガバメントクラウドにおける措置①> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の規格に基づく認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置②> 1 外部侵入防止:監視カメラの設置及び侵入検知システムを導入し、異常検出時に24時間365日対処可能な体制を整えている。 2 防犯対策・入退館管理:データセンターへの入室には二要素認証を導入し、入室の記録を監査している。また、入室の目的等に応じた入室可能範囲が設定されている。 3 持込・持出防止:モバイル機器の使用は管理されている。また、許可のない装置等の持出を禁止している。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は杉並区からの操作によって実施される。杉並区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等の規格にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、杉並区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。 ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止している。	・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。 ・契約で、委託業務実施場所を、区が指定する場所及び委託事業者が申請し区が承認した委託事業者内の場所に限定している。また、当該指定又は承認した場所以外への業務データの持ち出しを禁止している。 ・リモート保守を実施する場合やデータ移行作業をする場合は専用区画で実施することとし、入退室の記録を残している。 ・保守等に用いる端末へのログインには多要素認証を用いることとし、許可された者以外の作業を禁止している。 ・業務データを取り扱う端末のインターネットへの接続を禁止している。 ・次のような場合を除き、区はガバメントクラウドから保守事業者の環境へのデータの持ち出しを許可していない。①ガバメントクラウドへのサイバー攻撃等により、ガバメントクラウド上からデータを退避する必要が生じた場合 ②ガバメントクラウド上のシステムで障害が発生し、クラウド環境では原因が特定できない場合 ③業務データを保管するために利用しているクラウド事業者を変更する場合④このほか、ガバメントクラウドからデータを持ち出すことに緊急または相当の必要性があると区が認める場合 ・保守事業者は、ガバメントクラウドからのデータの持ち出しを行った場合、保守事業者の環境に持ち出したデータを保管する必要がなくなった段階で、速やかに返還又は廃棄し、区に報告することとしている。 ・業務データの保守環境からの持ち出しは許可していない	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(略) ・データセンターに構築し特定個人情報を記録するサーバについては、サーバ設置エリアへの入退室管理、シリンダ錠によるラック施錠、人感センサ付監視カメラによる監視を行う。データセンターは、カメラ監視及び有人監視を常時実施し、事前申請による入館管理を行う。入退館時は、ICカード認証、顔認証及びログ管理を行う。 (略)	(略) 記載削除 (略) ＜ガバメントクラウドにおける措置①＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②クラウド事業者は、その従業員に対して、適正な許可のない装置等の外部への持出は認めていない。また、クラウド事業者は、区のデータにアクセスできない措置を講じている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置②＞ ガバメントクラウド内の特定個人情報を記録するサーバについては、次の対策を行っている。 ・サーバ設置エリアへの入退室管理 ・監視カメラ及び侵入検知防止システムによる常時監視 ・事前申請による入館管理 ・入館時における二要素認証の実施及び入退室状況の監査	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②杉並区が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤杉並区が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムの環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦杉並区やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧杉並区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が消 去されずいつまでも存在するリ スク 消去手順 手順の内容	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者 において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等の規 格に準拠したプロセスにしたがって確実にデー タを消去する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に 伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システム のセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録され たクラウドサービスから調達することとしており、 ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定 期的にISMAP監査機関リストに登録された監査 機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に 伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いに ついては、当該業務データを保有する杉並区及 びその業務データの取扱いについて委託を受け るアプリケーション開発事業者等が責任を有す る。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーション の運用等に障害が発生する場合等の対応につ いては、原則としてガバメントクラウドに起因す る事象の場合は、国はクラウド事業者と契約す る立場から、その契約を履行させることで対応 する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象 の場合は、杉並区に業務アプリケーションサー ビスを提供するアプリケーション開発事業者等 が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合 は、杉並区とデジタル庁及び関係者で協議を行 う。	事前	ガバメントクラウドへの移行に 伴う記載の変更
令和7年2月7日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1の16の項	番号法 第9条第1項 別表の24の項	事後	法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、 27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、 48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、 67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、113、114、 115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (27の項)	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (命令における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、 39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、 73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、 92、96、98、106、108、115、124、125、129、 130、132、137、138、140、141、142、144、147、 151、152、155、156、158、160、161、163、164、 165、166、167、168、169、170、171、172、173) (命令における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (48の項)	事後	法改正
令和7年2月7日	II ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	番号法改正前の表記	番号法改正後の表記に修正	事後	法改正
令和7年2月7日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	番号法第9条別表第2	番号法第9条第1項別表	事後	法改正
令和7年2月7日	II ファイルの概要 2 基本情報 ④ 記録される項目 全ての記録項目 別添2 特別区民税・都民税情報ファイル ①当初資料情報【給与支払報告書】	項番100まで	項番101～103を追加	事後	自己点検
令和7年2月7日	II ファイルの概要 2 基本情報 ④ 記録される項目 全ての記録項目 別添2 特別区民税・都民税情報ファイル 【年金支払報告書】	項番56まで	項番57～59を追加	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	Ⅱ ファイルの概要 2 基本情報 ④ 記録される項目 全ての 記録項目 別添2 特別区民税・都民税情報ファイル 【確定申告書、住民税申告書】	項番235まで	項番236、237追加	事後	自己点検
令和7年2月7日	Ⅱ ファイルの概要 2 基本情報 ④ 記録される項目 全ての 記録項目 別添2 特別区民税・都民税情報ファイル ⑤課税台帳情報 【課税情報】	項番340まで	項番341、342追加	事後	自己点検
令和7年2月7日	Ⅱ ファイルの概要 2 基本情報 ④ 記録される項目 全ての 記録項目 別添2 ○情報連携ファイル	項番1～98	項番1～127に修正	事後	自己点検
令和7年2月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・住民税の賦課に必要な各種情報については、 地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号及び別表第2の27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。 以下省略	・住民税の賦課に必要な各種情報については、 地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。 以下省略	事後	法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・地方税の課税標準の決定又は更正、住民税の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査 ・個人住民税の障害者控除、所得金額調整控除の適用 ・個人住民税の減免 ・個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 ・個人住民税の課税(家屋敷課税) ・過誤納金(これに加算すべき還付加算金)の還付 ・配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付 ・給与所得に係る特別徴収税額の還付 ・年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付	・地方税の課税標準の決定又は更正、住民税の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査 ・個人住民税の障害者控除、所得金額調整控除の適用 ・個人住民税の減免 ・個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用 ・個人住民税の課税(家屋敷課税) ・過誤納金(これに加算すべき還付加算金)の還付 ・配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付 ・給与所得に係る特別徴収税額の還付 ・年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付 ・個人住民税の寡婦控除又はひとり親控除の適用	事後	自己点検
令和7年2月7日	Ⅱ ファイルの概要 委託事項4 ⑥委託先名	富士ソフトサービスビューロ株式会社	シティコンピュータ株式会社	事後	委託先の変更のため
令和7年7月9日	Ⅱ ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月9日	Ⅱ ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方	中間サーバー・プラットフォームにおける措置を追加	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため
令和7年7月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため
令和7年7月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため
令和7年7月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを軽減する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	中間サーバー・プラットフォームにおける措置を追加	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため
令和7年7月9日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月9日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改のため
令和7年7月23日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(略) 1 資料收受 ・電送データ・紙資料・電子媒体の收受。電送データには、給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書等、紙資料には、給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書等、電子媒体には、給与支払報告書・年金支払報告書等がある。 ・電送データはeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じ、区で管理する専用の受信端末からダウンロードする。紙資料及び電子媒体については、各提出者が区に直接提出したものを收受する。 收受した各種資料について、システムへの登録前に分類・目視点検等を行う。 (略)	(略) 1 資料收受 ・電送データ・紙資料・電子媒体の收受。電送データには、給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書等、紙資料には、給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書等、電子媒体には、給与支払報告書・年金支払報告書等がある。 ・電送データはeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じ、区で管理する専用の受信端末からダウンロードするほか、サービス検索・電子申請機能を用いた電子申請も收受する。紙資料及び電子媒体については、各提出者が区に直接提出したものを收受する。 收受した各種資料について、システムへの登録前に分類・目視点検等を行う。 (略)	事後	個人住民税申告の電子化のため
令和7年7月23日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	(略) [○] その他(コンビニ交付システム)	(略) [○] その他(コンビニ交付システム、申請管理システム)	事後	個人住民税申告の電子化のため
令和7年7月23日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム16 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	(追加)	①個人住民税システム申告ポータル ②個人住民税について、オンラインで申告ができる機能。 ③[○] その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	個人住民税申告の電子化のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム17 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	(追加)	①サービス検索・電子申請機能 ②【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。 ③[○] その他（申請管理システム）	事後	個人住民税申告の電子化のため
令和7年7月23日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム18 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	(追加)	①申請管理システム ②サービス検索・電子申請機能から送られた電子申告を個人住民税システムに連携、印刷またはダウンロードする。 ③[○] その他（個人住民税システム、サービス検索・電子申請機能）	事後	個人住民税申告の電子化のため
令和7年7月23日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(追加)	個人住民税申告ポータル サービス検索・電子申請機能 申請管理システム 上記3システムを追加 (備考) ●電子による届出・申請・提供・通知・照会・回答等を行う納税義務者等申請者を追加	事後	個人住民税申告の電子化のため
令和7年7月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(略) [○] その他（eLTAXシステム、住民基本台帳ネットワークシステム）	(略) [○] その他（eLTAXシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能）	事後	個人住民税申告の電子化のため
令和8年3月10日	皿リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	3年以上経過のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月10日	その内容	令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を書き漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。 ※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。	削除	事後	3年以上経過のため
令和8年3月10日	再発防止策	「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。 再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。 (1)操作ログ点検の充実・強化 ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 (2)職員に対する教育・研修の充実・強化 ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 (3)職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。 ・住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。	削除	事後	3年以上経過のため
令和8年9月30日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム17 「サービス検索・電子申請機能」	その他 (申請管理システム)	その他(申請管理システム、e-gov電子申請サービス)	事前	デジタル庁が提供するマイナポータルのサービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)が、次期オンライン申請サービスへシステム移行するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月30日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・「区民生活部課税課情報セキュリティマネジメント実施基準」及び「区民生活部納税課情報セキュリティマネジメント実施基準」(以下「情報セキュリティマネジメント実施基準」という。))に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という)における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を防止している。 ・提出された課税資料が、他自治体での課税対象情報であると判明した場合は、確実に当該自治体へ資料回送する運用が確立している。 ・窓口で情報を入手する場合は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止している。	・「区民生活部課税課情報セキュリティマネジメント実施基準」及び「区民生活部納税課情報セキュリティマネジメント実施基準」(以下「情報セキュリティマネジメント実施基準」という。))に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という)における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を防止している。 ・提出された課税資料が、他自治体での課税対象情報であると判明した場合は、確実に当該自治体へ資料回送する運用が確立している。 ・窓口で情報を入手する場合は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止している。 ・申請者がサービス検索・電子申請機能から申請するときには、個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外なりすましを防止する。	事前	デジタル庁が提供するマイナポータルサービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)が、次期オンライン申請サービスへシステム移行するため
令和8年9月30日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても、業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報保護法における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・申告用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。	・「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても、業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報保護法における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・申告用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。 ・サービス検索・電子申請機能からの手続きは、申請者が画面の誘導に従いサービスを検索の上、申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面の誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	デジタル庁が提供するマイナポータルサービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)が、次期オンライン申請サービスへシステム移行するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月30日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク	・番号法及び個人情報保護法における罰則規定を広く個人番号利用事務実施者に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・住民税に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である地方税法及び杉並区特別区税条例等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・「情報セキュリティマネジメント実施基準」による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な課税資料の入手を指導徹底する。 ・本人から情報を取得する場合は、賦課の資料となる旨を説明した上で取得する。 ・他区市町村や給与支払者等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステム的に制限をかけている。 ・日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や数量等が不自然な課税資料の登録処理等が行われていないかを確認する。 ・委託業務については、契約により委託業者が、従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、根拠法令等の規定に基づく正当な課税資料の入手を指導している。	・番号法及び個人情報保護法における罰則規定を広く個人番号利用事務実施者に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・住民税に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である地方税法及び杉並区特別区税条例等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・「情報セキュリティマネジメント実施基準」による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な課税資料の入手を指導徹底する。 ・本人から情報を取得する場合は、賦課の資料となる旨を説明した上で取得する。 ・他区市町村や給与支払者等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステム的に制限をかけている。 ・日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や数量等が不自然な課税資料の登録処理等が行われていないかを確認する。 ・委託業務については、契約により委託業者が、従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、根拠法令等の規定に基づく正当な課税資料の入手を指導している。 ・申請者がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。	事前	デジタル庁が提供するマイナポータルのサービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)が、次期オンライン申請サービスへシステム移行するため
令和8年9月30日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、基本4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。 ・他区市町村や給与支払者等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。	・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、基本4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。 ・他区市町村や給与支払者等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。 ・申請者がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した業務主管課は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	デジタル庁が提供するマイナポータルのサービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)が、次期オンライン申請サービスへシステム移行するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月30日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手した特定個人情報が見えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、個人番号利用事務実施者が直接申告書等を收受する。また、受付事務等が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。 ・郵送で情報を入力する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地が印字されているものを利用する。 ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、個人番号利用事務実施者が直接申告書等を收受する。また、受付事務等が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。 ・郵送で情報を入力する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地が印字されているものを利用する。 ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体の間は、専用線であるLGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 ・サービス検索・電子申請機能とe-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	デジタル庁が提供するマイナポータルサービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)が、次期オンライン申請サービスへシステム移行するため
令和8年9月30日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク3:従事者が事務外で使用するリスク	・特別区民税・都民税に関する事務を取り扱う個人番号利用事務実施者に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外での使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。	・特別区民税・都民税に関する事務を取り扱う個人番号利用事務実施者に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外での使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。 ・業務システムにアクセスできる端末を制限している。	事前	デジタル庁が提供するマイナポータルサービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)が、次期オンライン申請サービスへシステム移行するため